

氏名（本籍） 後閑 綾香（岡山県）
 学位の種類 博士（音楽）
 学位記番号 乙第13号
 学位授与年月日 令和4年3月19日
 学位授与の要件 学位規則第3条第4項
 学位論文題目 ケースマイケルの創作における音楽の身体性
 —音楽と身振りの関係に着目して—

学位論文等審査委員

（総合審査）	委員長	教授	横井 雅子
		教授	今村 央子
		教授	菊池 幸夫
		教授	近藤 伸子
		教授	津田 正之
		教授	古川 聡
（演奏審査）	委員長	教授	横井 雅子
		教授	今村 央子
		教授	菊池 幸夫
		准教授	川島 素晴
（論文審査）	委員長		中川 俊郎（日本現代音楽協会 理事）
		教授	横井 雅子
		教授	近藤 伸子
		教授	津田 正之
		教授	古川 聡
		唐津 絵理（愛知県芸術劇場エグゼクティブプロ デューサー）	

審査結果の要旨

審査所見

学位審査委員会は、申請者 後閑綾香の学位申請に関して厳正な審査を行った。以下に1. 演奏審査、2. 論文審査、3. 総合審査に関する所見を記す。

1. 演奏審査

演奏審査は2022年2月25日（金）に国立音楽大学講堂小ホールにおいて行われた。出演者のスケジュールの関係で前半にレクチャー形式で映像を用いて一部を紹介する形をとった。

【レクチャー】《バル・ダンス》、《T.T.Dance 器官—呼吸—発声》、《Pianist choreograph for dance》

続いて、実際の公演として2演目が上演された。

《足の音楽（改訂版）》

《身体と可変的空間のためのエチュード》

今回の作品発表は演奏者の調整の都合等で、ある意味不完全な形でしかできなかったことは大変残念だったが、映像による3作品（《ベル・ダンス》、《T.T.Dance 器官—呼吸—発声》、《Pianistchoreograph for dance》）の紹介と2作品（《足の音楽（改訂版）》、《身体と可変的空間のためのエチュード》）の上演から、研究のプロセスと変遷を確認することができ、申請者が何をやろうとしてきたのか、どこへ向かおうとしているのかを把握する機会となった。「音楽を生み出す動作」、「動作によって結果として生じる音」という二つの方向の関連に着目する試みについては多くの実験がなされてきたが、ダンスという芸術ジャンルからの試みがここに加わり、独自の境地を持った。これは他に例がない点として評価できる。なお、《身体と可変的空間のためのエチュード》は事情により当日のみの急ごしらえの準備になってしまい、申請者の求める内容をどの程度実現したのかは判然としなかった。とはいえ、周到に準備された舞台セットを含めて、概ね、ダンサーが示す身体が架空の演奏行為と結びつくことによる「新しい身体表現」を目指す様相は実現されたものと見てとることができた。

ところで、実演された両作品とも、舞踊家との綿密な打ち合わせにより成立しており、楽譜や説明書、仕様書などが存在しない。しかし、《足の音楽》については、楽譜で提出された同作品の改訂版として、より舞踊要素を多く含み、自由度が増しているという理由を考慮するとしても、何らかの方法で楽譜に定着できると考えられる。《身体と可変的空間のためのエチュード》は、プログラム・ノートには「ダンサーと観客とのコミュニケーションによって可変する空間を作る」と作品のコンセプトのみ記されているが、鑑賞のすべてを観客に委ねられてしまうところが興味深いとともに、無責任にも思えてしまう。審査として評価するためには、作品の中で起こるさまざまなイベントや舞台セットについての解説、ダンサーとの打ち合わせの状況や創作過程具体的なサインがあるならその意味など、何らかの具体的な情報が欲しかった。

とはいえ、この2作品による新たな試みは、音楽作品のあり方を根本から問うものとして、さらには、ジャンルの枠を踏み越えようとする果敢な挑戦として、音楽／ダンスの世界に新しい表現の可能性を提示した点で一定の評価に値するものと認め、審査委員会は作品が学位申請用作品として合格であると判定した。

2. 論文審査

ケースマイケルが演奏者の身体から生じる身振りまでも振付のアイデアとしている点に着目し、様々な情報を収集し、自らの創作に生かすという点でオリジナルな研究として評価に値する。しかし、内容面、学術論文としての基本的手続きの両面で少なからぬ問題を指摘することもできる。

内容面については、たとえばダンスとしては自明な本質があたかもケースマイケルだけの特徴のように書かれている文章が多く見られたり、ミニマルミュージックを採り上げた最重要な振付家の記述に一切触れられていなかったりするなど、基本的なリサーチが不足している。

学術論文としての手続きという面で言えば、学術的な研究と批評文、エッセイといった性質の

異なる文章を同列に取り扱い、信用性が担保されていない文章の裏をとらずに自分の文章として用いるなど、基本的な研究の姿勢に疑問を感じざるを得ない点がいくつもあったことは残念である。また、これまでの発表の際に質問されたり指摘されたりした事柄に適切に対応していないということも複数あり、指摘された問題点を自分の中で反芻しながら問い直し、論理や考察を再度吟味するなどの習慣があればよかったと思われる。

論文の構成や書法という点からは以下のことが指摘できる（多くある指摘のうちの一部である）。

- ・研究全体の構造が分かりにくい。研究全体の構造図を示しながら、研究方法も含めて全体の構成を述べたらどうか。

- ・序論と結論がほぼ同じであり、論文の到達点が示されていない。

- ・「研究の目的」、キーワードとしての「音楽の身体性」は本研究の核となる重要な部分だが、十分に説明されておらず、分かりにくい。重要な指摘としては、タイトルにもある「音楽の身体性」が筆者の造語なのか、すでに一般的に使われている用語なのか、明確ではない。

- ・一般的でない重要なワード（キーワード）が自明であるかのように説明なく用いられている箇所が少なからずあり、読み手に対する配慮がない箇所が散見される。

- ・日本語の誤り、情報の不正確さ、不要な重複、引用と執筆者自身の文章の境界が曖昧であるという指摘は論文全体に対して当てはまる。

これらの指摘については、議論を広げ過ぎて散漫になったこととも関わっているかもしれない。いずれにしても、公開されるまでに精査し、後学の使用に耐え得るものとして改稿されることを強く希望する。

以上のような問題点は指摘できるものの、オリジナルな着眼点によって取り組まれた価値のある論文である点を評価し、審査委員会は申請論文が創作研究領域の学位論文として合格であると判定した。

3. 総合審査

総合審査では、演奏審査、論文審査の評価を確認したうえで、申請者のこれまでの創作活動、研究活動の内容や、これまでに発表された業績の評価なども考慮して、総合的な審査を行った。その結果、申請が「研究を基礎にした自己の創作理念・理論による創作ができる意志と能力を備え、我が国の音楽文化の進展に寄与するとともに、国際的にも有意義な活動のできる人」として、将来も活動していくことが十分に期待できることから、「博士（音楽）」の学位を授与するに相応しいものと判定する。